

## 告 示

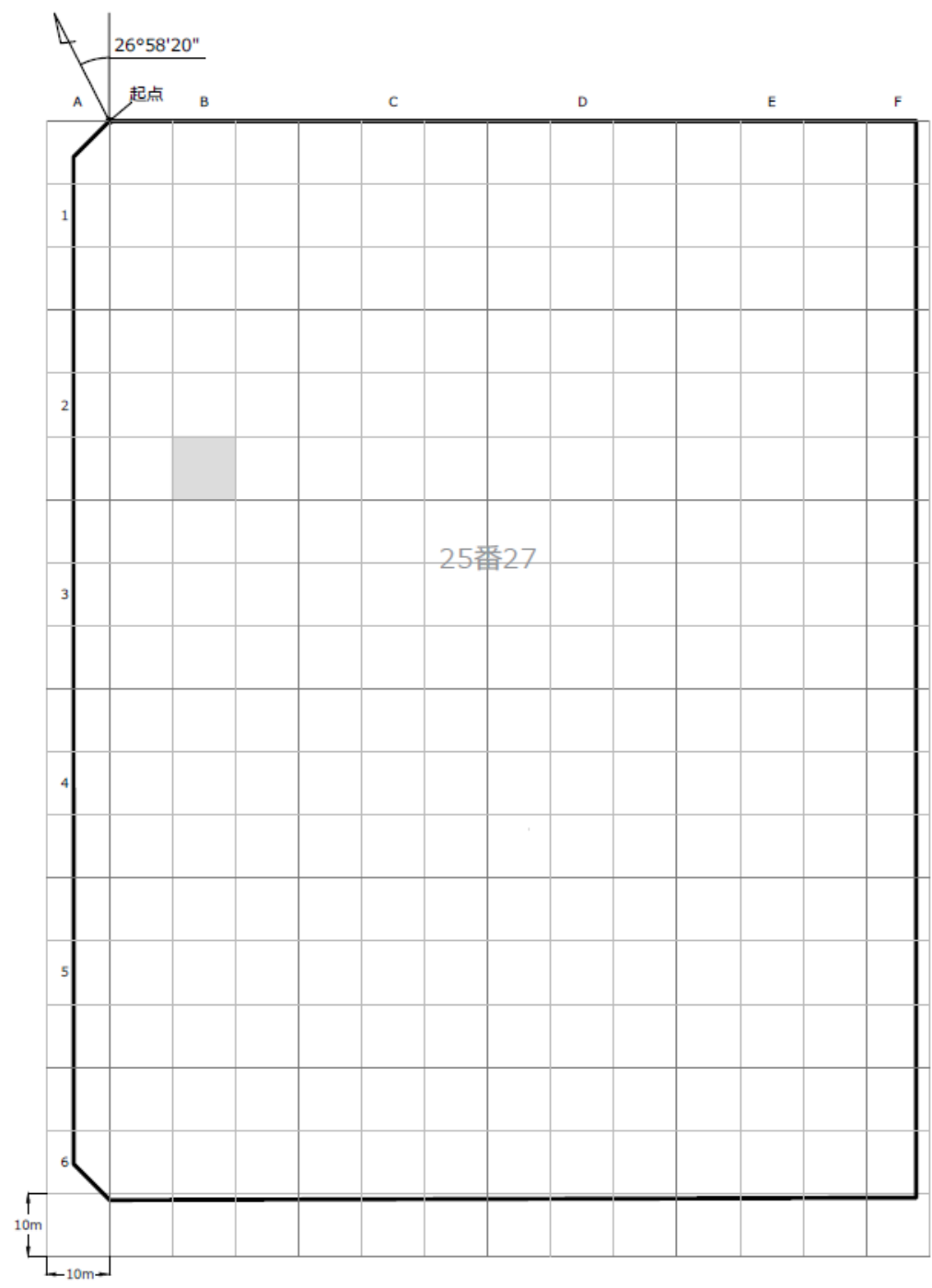
### 埼玉県告示第二百十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和七年埼玉県告示第三百八十六号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県比企郡滑川町大字都二十五番二十七の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壌の掘削による除去



**起点**  
起点は埼玉県比企郡滑川町大字都25番27の最北端とする。

格子の回転角度：26°58'20"

- 形質変更時要届出区域の指定を解除する区画
- 敷地境界